

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第32号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和48年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号、同条第4項、第4条第2項及び<u>第5条第3号</u>の規定並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定に基づき、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、旅館業の施設の構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第2条</u>に規定する図書館</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p><b>第3条</b> 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒むことのできる理由)</p> <p><b>第5条</b> 法<u>第5条第3号</u>の条例で定める理由</p> | <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号、同条第4項、第4条第2項及び<u>第5条第1項第4号</u>の規定並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定に基づき、宿泊者の衛生に必要な措置の基準、旅館業の施設の構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第2条第1項</u>に規定する図書館</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p><b>第3条</b> 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒むことのできる理由)</p> <p><b>第5条</b> 法<u>第5条第1項第4号</u>の条例で定める</p> |

は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、でい酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) (略)

理由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。